

改正案	現行
<p>関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)</p>	<p>関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)</p>
<p>(国稅通則法施行規則の準用)</p>	
<p>第一条 国稅通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)第一条(交付送達の手続)の規定は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。)(第二条の四(書類の送達等))において準用する国稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十二条(書類の送達)の規定により交付送達を行う場合について準用する。</p>	<p>第一条 電子計算機を使用して作成する国稅關係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)第三条(第一項第二号を除く。)(国稅關係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国稅關係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、<u>関税法(昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。)(第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国稅關係帳簿書類」とあるのは、「<u>関稅關係帳簿書類</u>」と、同規則第三条第一項、同規則第四条第三項並びに第六条第一項及び第二項第三号</u></p>
<p>(関稅關係帳簿書類の保存方法等)</p>	<p>(関稅關係帳簿書類の保存方法等)</p>
<p>第一条の二 電子計算機を使用して作成する国稅關係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)第三条(第一項第二号を除く。)(国稅關係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国稅關係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、<u>法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「<u>国稅關係帳簿書類</u>」とあるのは、「<u>関稅關係帳簿書類</u>」と、同規則第三条第一項、同規則第四条第三項並びに第六条第一項及び第二項第三号</u></p>	<p>第一条 電子計算機を使用して作成する国稅關係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)第三条(第一項第二号を除く。)(国稅關係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国稅關係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、<u>関税法(昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。)(第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「<u>国稅關係帳簿書類</u>」とあるのは、「<u>関稅關係帳簿書類</u>」と、同規則第三条第一項、同</u></p>

中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。）」と、同項第一号、第三号及び第四号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三条第一項第三号、同規則第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と、「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、「日付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係

規則第四条第三項並びに第六条第一項及び第二項第三号中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。）」と、同項第一号、第三号及び第四号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三条第一項第三号、同規則第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、「日付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受け

帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿」とあるのは「国税関係帳簿」と、同号、同規則第四条第三項第一号及び第八條第一項中「国税に関する法律」とあるのは「国税法施行令第四条の第十二項」と、同規則第四条第一項第五号中「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）」とあるのは「二年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「国税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、同項及び同規則第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「国税関係書類」と、同規則第四条第二項中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「国税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「国税関係帳簿書類（国税関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「国税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「国税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類」とあるのは「国税関係帳簿書類」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「国税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし

書」とあるのは「受けている国税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿」とあるのは「国税関係帳簿」と、同号、同規則第四条第三項第一号及び第八條第一項中「国税に関する法律」とあるのは「国税法施行令第四条の第十二項」と、同規則第四条第一項第五号中「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）」とあるのは「二年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「国税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、同項及び同規則第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「国税関係書類」と、同規則第四条第二項中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「国税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「国税関係帳簿書類（国税関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「国税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「国税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類」とあるのは「国税関係帳簿書類」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「国税法第

書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」とあるのは、「承認済国税関係帳簿書類」と、「所轄税務署長等」とあるのは、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（次項において「承認税関長」という。）」と、同条第二項中「所轄税務署長等」とあるのは、「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

(書式)

第一条の三 (省略)

(供託することができる振替社債等)

第二条 (省略)

七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」とあるのは、「承認済国税関係帳簿書類」と、「所轄税務署長等」とあるのは、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（次項において「承認税関長」という。）」と、同条第二項中「所轄税務署長等」とあるのは、「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは、「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

(書式)

第一条の二 同上

(供託することができる振替社債等)

第一条の三 同上

(国税通則法施行規則の準用)

第一条 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第一条（交付送達の手続）の規定は、法第十四条の四（送達）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）の規定により交付送達を行なう場合について準用する。

第八条 令第五十一条の十一第二号イに規定する財務省令で定める法人は、特別の

第八条 令第五十一条の十一第二号に規定する財務省令で定める法人は、特別の法

法律により設立された法人で法令の規定に基づき国から出資を受けて出資業務を行つものとする。

---

法律により設立された法人で法令の規定に基づき国から出資を受けて出資業務を行つものとする。

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

別表（第九条関係）

関税率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
第二類	肉及び食用のくず肉	原産品である第一類 に該当する物品から の製造（加工を含む 。以下この表におい て同じ。）
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその水 棲無脊椎動物	原産品である第三類 に該当する物品から の製造
四・八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及 び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、 冷凍その他保存に適する処理をしたものに 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加え てあるかないかを問わない。）のうち 卵黄以外のもの（乾燥したもの以外のもの に限る。）	原産品である第四 ・七項に該当する 物品からの製造

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

別表（第九条関係）

関税率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
三・五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたもの に限る。）、くん製した魚（くん製する前 に又はくん製する際に加熱による調理をし てあるかないかを問わない。）並びに魚の 粉、ミール及びペレット（食用に適するも のに限る。）	原産品である魚から の製造（加工を含む 。以下この表におい て同じ。）

第七類	食用の野菜、根及び塊茎	原産品である第七類に該当する物品からの製造
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	原産品である第八類に該当する物品からの製造
一一・八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マス・タードの粉及びミールを除く。）	原産品である第一二類に該当する物品からの製造
一一・一一	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティウム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）のうち 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品	原産品である第七類又は第八類に該当する物品からの製造
一一・二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天そ	
七・一一	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	原産品である食用の野菜、根又は塊茎からの製造
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	原産品である果実又はナットからの製造

第一六類	一五・四	
肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 (化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)のうち 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	その他植物性原料から得た粘質物及びシツクナー(変性させてあるかないかを問わない。)のうち 植物性の液汁及びエキス 寒天
又は第三類に該当する物品からの製造	原産品である第一類に該当する物品からの製造	第一三・二項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四%以下となる製造に限る。) 原産品である第一二・一二項の海草その他の藻類からの製造

第一六類		
肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
水棲無脊椎動物からの製造	原産品である動物(生きているものに限る。)、魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲無脊椎動物からの製造	



一七・二	<p>その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）        糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）        人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）        及びカラメルのうち乳糖及び乳糖水</p>	<p>原産品である第四類に該当する物品からの製造</p>
一七・三	<p>かえで糖及びかえで糖水並びにハイ・テスト・モラセス</p> <p>化学的に純粋な果糖</p>	<p>原産品である第一二一・二二項に該当する物品からの製造</p>
一九・二	<p>糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）</p> <p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザニア、ニョッキ、ラビオリ、カネローニ</p> <p>その他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）        及びクースクス（調製してあるかないかを問</p>	<p>原産品である第一二一・二二項に該当する物品からの製造</p>

一七・二	<p>その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）        糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）        人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）        及びカラメルのうち</p>	<p>化学的に純粋な果糖</p> <p>第一七・二項の化学的に純粋な果糖以外の物品からの製造</p>
------	---	--

<p>わない。( )のうち クースクース</p>	<p>原産品である第一 類に該当する物品が らの製造</p>
<p>一九・四 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて 得た調製食料品(例えば、コーンフレーク (並びに粒状又はフレーク状の穀物(とう もろこしを除く。))及びその他の加工穀物 (粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)) であらかじめ加熱による調理その他の調製 をしたもの(他の項に該当するものを除く 。))</p>	<p>原産品である第一 類に該当する物品が らの製造</p>
<p>二一・一 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセン ス及び濃縮物並びにこれらをもととした調 製品 コーヒー、茶又はマテをもととした 調製品並びにチコリーその他のコーヒー代 用物(いつたものに限る。))並びにそのエ キス、エッセンス及び濃縮物のうち 品のうち ミルクの天然の組成分の含有量の合計 が乾燥状態において全重量の三 %以 上のもの以外のもの</p>	<p>第二一・一 項に該 当する物品以外の物 品からの製造(非原 産品割合が四 %以 下となる製造に限る</p>

調製食品（他の項に該当するものを除く）。

(1) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質のうち

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八 % 以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五グラム未満のものを除く。）以外のもの  
(2) その他のものうち

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品及び米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三 % を超える調製食品以外のものうち  
糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム及びこんにやく以外のもの  
飲料製造に使用する種類の調

）。

第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る）。

飲料製造に使用する

調製食品（他の項に該当するものを除く）のうち

おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと及びひじき

第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る）。

飲料製造に使用する種類の調製品でアル

飲料製造に使用する

	<p>製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が・五%を超えるものに限る。）</p>	<p>種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が・五%を超えるものに限る。）及び第一二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）</p>
<p>その他のもの</p>		<p>第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）</p>

	<p>アルコールを含有するもの（アルコール分が・五%を超えるものに限る。）</p>	<p>種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が・五%を超えるものに限る。）又は第一二・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四%以下となる製造に限る。）</p>
--	---	---